

For New Technology Network

NTN[®]

第121期 定時株主総会 招集ご通知

NTN株式会社
証券コード6472

ごあいさつ



株主の皆様へ

株主の皆様には平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々及びご遺族の皆様にご哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々には改めてお見舞い申し上げます。また、医療従事者や生活インフラを支えるため尽力されている皆様に深く感謝いたします。

ここに、当社の第121期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

取締役 代表執行役 執行役社長
CEO (最高経営責任者)

大久保博司

本定時株主総会は、法令の定めによる公告を行ったうえ、議決権の行使に関する基準日を当社定款で定める2020年3月31日から2020年6月15日に変更しております。

目次

| | | | |
|----------------------|----|-------------------------|----|
| 第121期定時株主総会招集ご通知 | 1 | 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 | 46 |
| 株主総会参考書類 | 5 | 会計監査人の監査報告書 謄本 | 48 |
| | | 監査委員会の監査報告書 謄本 | 50 |
| 第121期定時株主総会招集ご通知添付書類 | | | |
| 事業報告 | 16 | (ご参考) | |
| 連結貸借対照表 | 42 | トピックス | 52 |
| 連結損益計算書 | 43 | | |
| 貸借対照表 | 44 | | |
| 損益計算書 | 45 | | |

※事業報告中のグラフをはじめ（ご参考）として記載している内容は、株主の皆様にご理解いただくために、法律に定めのあるものに加えて記載しているものであります。

証券コード6472
2020年7月15日

株 主 各 位

大阪市西区京町堀 1 丁目 3 番 17 号
NTN 株式会社
取締役 大久保 博司
執行役社長

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、当日のご来場を見合わせ、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただくことを強くご推奨申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から4頁に記載の方法により、**2020年7月29日（水曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までに**議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

| | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年7月30日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の海外連結子会社の決算・監査手続に遅れが生じたことから開催日が前回定時株主総会の日（2019年6月25日）に相当する日から離れております。 |
| 2. 場 所 | 大阪市西区京町堀 1 丁目 3 番 17 号 当社本社内 開催場所が前回と異なります。 |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第121期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第121期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 議 案 取締役11名選任の件 |

なお、その他本総会の招集にあたっての事項は、2頁から4頁に記載のとおりであります。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

インターネットによる開示について

以下に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には掲載していません。

①連結株主資本等変動計算書 ②連結計算書類の連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④計算書類の個別注記表

会計監査人及び監査委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項となります。

【当社ウェブサイト】 <https://www.ntn.co.jp>

議決権行使等についてのご案内

ご推奨

事前に議決権行使をされる場合



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年7月29日（水曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までに到着**するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」、「仮パスワード」をご利用になり、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、**2020年7月29日（水曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までに賛否をご入力**ください。

なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（3頁から4頁）を必ずご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

1. 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ntn.co.jp>) に掲載させていただきます。
2. 議決権行使書に賛否の表示がない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は2020年7月29日（水曜日）の営業時間終了時（午後5時25分）までといたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら4頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2)スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコードをスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、前記2.(1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話：0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、前記2.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位等 | 取締役会、委員会の出席状況 |
|-------|--|---------------------------------------|---|
| 1 | おおくぼ ひろし 大久保 博 司 再任 | 取締役 代表執行役 執行役社長 指名委員会委員 報酬委員会委員 | 取締役会 14回/14回 指名委員会 5回/ 5回 報酬委員会 4回/ 4回 |
| 2 | みやざわ ひであき 宮 澤 秀 彰 再任 | 取締役 代表執行役 執行役専務 | 取締役会 14回/14回 |
| 3 | うかい えいいち 鵜 飼 英 一 再任 | 取締役 代表執行役 執行役常務 | 取締役会 14回/14回 |
| 4 | しらとり とし のり 白 鳥 俊 則 再任 | 取締役 執行役常務 報酬委員会委員 | 取締役会 14回/14回 報酬委員会 4回/ 4回 |
| 5 | えがみ まさき 江 上 正 樹 新任 | 執行役 | |
| 6 | おおはし けいじ 大 橋 啓 二 新任 | | |
| 7 | つだ のぼる 津 田 登 再任 | 社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 | 取締役会 14回/14回 指名委員会 5回/ 5回 報酬委員会 4回/ 4回 |
| 8 | かわはら こうじ 川 原 廣 治 再任 | 社外取締役 指名委員会委員 監査委員会委員長 | 取締役会 14回/14回 (監査役としての出席を含む) 指名委員会 5回/ 5回 監査委員会 10回/10回 |
| 9 | かわかみ りょう 川 上 良 再任 | 社外取締役 監査委員会委員 報酬委員会委員 | 取締役会 14回/14回 (監査役としての出席を含む) 監査委員会 10回/10回 報酬委員会 4回/ 4回 |
| 10 | にしむら とものり 西 村 知 典 新任 | 社外 | |
| 11 | こまつ ゆりや 小 松 百合弥 新任 | 社外 | |

(注) 大橋啓二氏は2019年6月25日開催の第120期定時株主総会終結の時まで当社取締役を務めておりました。なお、同氏は在任期間中に開催された当期の取締役会4回のうち3回に出席しております。

(ご参考) 取締役候補者の主な経験分野（スキルマトリックス）

取締役候補者の主な経験分野は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | | | 取締役に求める主な経験分野 | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|-----|---------------|----|---------|----|-----------|-------|------------------|---------|------------|---|
| | | | | | 企業経営 | 製造 | 技術・研究開発 | 営業 | 経営企画・事業企画 | 財務・管理 | 法務・内部統制・コンプライアンス | グローバル経験 | 異業種の経験・多様性 | |
| 1 | おお | く | ぼ | ひろ | し | ● | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 2 | みや | ざわ | ひで | あき | 彰 | ● | ● | | ● | ● | | | ● | |
| 3 | う | かい | えい | いち | 一 | ● | ● | | ● | | | | ● | |
| 4 | しら | とり | とし | のり | 則 | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 5 | え | がみ | まさ | き | 樹 | | | ● | | | | | | |
| 6 | おお | はし | けい | じ | 二 | ● | | | | | ● | ● | | |
| 7 | つ | だ | | のぼる | 登 | ● | | | | ● | ● | ● | | ● |
| 8 | かわ | はら | こう | じ | 治 | | | | ● | | ● | ● | | ● |
| 9 | かわ | かみ | | りょう | 良 | | | | | | | ● | | ● |
| 10 | にし | むら | とも | のり | 典 | ● | | ● | ● | | | | | ● |
| 11 | こ | まつ | ゆり | り | や | | | | | ● | ● | ● | ● | ● |

候補者番号

1

おお く ぼ
大久保ひろ し
博司

(1953年5月14日生)

取締役会出席状況 14回/14回 (100%)

指名委員会出席状況 5回/5回 (100%)

報酬委員会出席状況 4回/4回 (100%)



再任

所有する当社株式の数

113,600株

取締役在任期間

8年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 1977年 4月 | 当社入社 | 2014年 4月 | 当社取締役副社長 |
| 2004年 4月 | 当社財務部副部長 | 2014年 6月 | 当社取締役社長 |
| 2009年 8月 | NTN Wälzlager (Europa) G.m.b.H.取締役 | 2019年 6月 | 当社取締役 (現任) 当社執行役社長 (現任) |
| 2010年 4月 | 当社執行役員 | 現在の担当等 | |
| 2012年 6月 | 当社取締役 | CEO (最高経営責任者) | |
| 2013年 6月 | 当社常務取締役 | 指名委員会委員 報酬委員会委員 | |

取締役候補者とした理由等

大久保博司氏は、財務部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績をもとに、グローバルに事業を展開する当社の経営に関する十分な知見等を有しており、2014年6月から当社取締役社長、2019年6月から当社執行役社長としての職務を遂行しております。その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みや ざわ
宮澤ひで あき
秀彰

(1960年10月18日生)

取締役会出席状況 14回/14回 (100%)



再任

所有する当社株式の数

69,800株

取締役在任期間

6年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 1983年 4月 | 当社入社 | 2014年 6月 | 当社取締役 |
| 2007年10月 | 当社自動車商品本部副本部長 (兼) 自動車企画部長 | 2015年 6月 | 当社常務取締役 |
| 2009年10月 | 当社中国地区副総支配人 | 2019年 6月 | 当社取締役 (現任) 当社執行役専務 (現任) |
| 2013年10月 | 当社自動車事業本部副本部長 (兼) 事業企画部長 | 現在の担当等 | |
| 2014年 4月 | 当社執行役員 | 自動車事業本部部長 調達本部担当 | |

取締役候補者とした理由等

宮澤秀彰氏は、自動車市場向け事業部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

候補者番号

3

う かい
鵜飼

えい いち
英一

(1957年2月1日生)

取締役会出席状況

14回/14回 (100%)



再任

所有する当社株式の数
54,100株

取締役在任期間
3年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------------------|---------|---|
| 1980年4月 | 当社入社 | 2014年4月 | 当社常務執行役員 |
| 2001年4月 | 当社岡山製作所品質保証部長 | 2017年6月 | 当社取締役 (現任) |
| 2003年2月 | 当社磐田製作所品質保証部長 | 2019年6月 | 当社執行役常務 (現任) |
| 2005年1月 | 当社品質管理部長 | 現在の担当等 | |
| 2006年2月 | 当社宝塚製作所品質保証部長 | | アフターマーケット事業本部・産業機械事業本部・品質保証本部・アセアン・大洋州・西アジア地区・インド地区・NTN KOREA CO.,LTD. 担当 |
| 2007年1月 | 当社宝塚製作所副所長 (兼) 品質保証部長 | | |
| 2009年2月 | 当社品質管理部長 | | |
| 2011年4月 | 当社執行役員 | | |

取締役候補者とした理由等

鵜飼英一氏は、品質部門、海外部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

しら とり
白鳥

とし のり
俊則

(1958年7月13日生)

取締役会出席状況

14回/14回 (100%)

報酬委員会出席状況

4回/4回 (100%)



再任

所有する当社株式の数
43,300株

取締役在任期間
5年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------|---------|---|
| 1982年4月 | 当社入社 | 2015年6月 | 当社取締役 (現任) |
| 2005年4月 | 当社生産本部生産企画部長 | 2019年6月 | 当社執行役常務 (現任) |
| 2007年11月 | 当社人事本部人事部長 | 現在の担当等 | |
| 2010年8月 | 当社経営戦略本部副本部長 | | 人事部門・CSR (社会的責任) 推進本部・情報企画部・総務部・EHS (環境・労働安全衛生) 統括部担当 |
| 2010年12月 | 当社経営戦略本部副本部長 (兼) 情報企画部長 | | 報酬委員会委員 |
| 2011年4月 | 当社執行役員 | | |

取締役候補者とした理由等

白鳥俊則氏は、人事部門、経営企画部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

え がみ
江上

まさ き
正樹

(1957年12月26日生)



新任

所有する当社株式の数
15,900株

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|----------------------|-----------|
| 1980年 4月 | 当社入社 | 2015年 4月 | 当社執行役員 |
| 2009年 7月 | 当社要素技術研究所長 | 2017年 4月 | 当社常務執行役員 |
| 2011年 4月 | 当社先端技術研究所長 | 2019年 6月 | 当社執行役（現任） |
| 2012年 4月 | 当社環境・知財部長 | 現在の担当等 | |
| 2012年 8月 | 当社環境・知財部長 （兼）商品化戦略部長 | CTO（最高技術責任者） | |
| 2014年 4月 | 当社自動車事業本部副本部長 | 研究部門・新商品戦略本部・自然エネルギー | |
| 2014年10月 | 当社商品開発研究所長 | 商品事業部担当 | |

取締役候補者とした理由等

江上正樹氏は、技術・研究部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

おお はし
大橋

けい じ
啓二

(1956年10月14日生)



新任

所有する当社株式の数
109,200株

取締役在任期間
7年

(2012年6月から2019年6月までの間)

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------|----------|------------------------|
| 1979年 4月 | 当社入社 | 2010年 4月 | 当社執行役員 |
| 2003年 4月 | 当社桑名製作所管理部長 | 2012年 6月 | 当社取締役 |
| 2006年 4月 | 当社磐田製作所管理部長 | 2014年 6月 | 当社常務取締役 (2019年6月退任) |
| 2007年 4月 | 当社磐田製作所副所長 （兼）管理部長 | 2019年 6月 | 当社執行役専務 (2020年3月退任) |
| 2008年 1月 | 当社総務部長 | | |

取締役候補者とした理由等

大橋啓二氏は、財務部門、総務部門等における業務の経験及びそれらの実績に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を経営に活かすことで持続的な企業価値の向上を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

候補者番号

7

つだ
のぼる
津田 登

(1949年11月25日生)

取締役会出席状況 14回/14回 (100%)

指名委員会出席状況 5回/5回 (100%)

報酬委員会出席状況 4回/4回 (100%)



再任

社外

所有する当社株式の数
21,100株取締役在任期間
4年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------------------------|---|
| 1973年 4月 | 三菱化成工業株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 入社 | 2013年 6月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役専務執行役員 |
| 2005年 6月 | 同社執行役員 (2009年 4月退任) | 2014年 4月 | 同社代表取締役副社長執行役員 |
| 2005年10月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス執行役員 | 2015年 6月 | 同社顧問 (2016年 6月退任) |
| 2009年 4月 | 同社常務執行役員 | 2016年 6月 | 当社取締役 (現任) 東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役 (2018年 6月退任) |
| 2013年 4月 | 同社専務執行役員 三菱レイヨン株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 取締役 (2015年 4月退任) | 現在の担当等 指名委員会委員長 報酬委員会委員 | |

社外取締役候補者とした理由等

津田登氏は、他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

かわ はら
こう じ
川原 廣治

(1961年2月3日生)

取締役会出席状況 14回/14回 (100%)
(監査役としての出席を含む)

指名委員会出席状況 5回/5回 (100%)

監査委員会出席状況 10回/10回 (100%)



再任

社外

所有する当社株式の数
32,500株取締役在任期間
1年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--|----------------------------|---------------------------------|
| 1983年 4月 | 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 | 2011年 6月 | 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員 (2015年 6月退任) |
| 2010年 6月 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員 (2011年 6月退任) | 2015年 6月 | 当社常勤監査役 |
| | 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 (2011年 5月退任) | 2019年 6月 | 当社取締役 (現任) |
| | | 現在の担当等 指名委員会委員 監査委員会委員長 | |

社外取締役候補者とした理由等

川原廣治氏は、長年の銀行における豊富な経験と財務に関する幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
9

かわ かみ
川上 良

りょう
(1967年10月1日生)

取締役会出席状況
(監査役としての出席を含む) 14回/14回 (100%)
監査委員会出席状況 10回/10回 (100%)
報酬委員会出席状況 4回/4回 (100%)



再任

社外

所有する当社株式の数
0株

取締役在任期間
1年

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|---|----------------------|-------------------------------|
| 1999年4月 | 弁護士登録(大阪弁護士会) 大阪西総合法律事務所(現弁護士 法人大阪西総合法律事務所)所属 (現任) | 2020年4月 | 大阪大学大学院高等司法研究科 教授(現任) |
| 2011年4月 | 大阪大学大学院高等司法研究科 特任教授 | 現在の担当等 | 監査委員会委員 報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) |
| 2015年6月 | 当社監査役 | 弁護士(弁護士法人大阪西総合法律事務所) | |
| 2019年6月 | 当社取締役(現任) | 大阪大学大学院高等司法研究科教授 | |

社外取締役候補者とした理由等

川上良氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通する弁護士としての豊富な経験に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
10

にし むら
西村 知典

とも のり
(1954年11月5日生)



新任

社外

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|---------------------------|------------|--------------|
| 1979年4月 | 日本電気株式会社入社 | 2019年7月 | NTコンサル代表(現任) |
| 2008年4月 | 同社執行役員 | (重要な兼職の状況) | |
| 2010年4月 | 同社執行役員常務 | NTコンサル代表 | |
| 2017年4月 | 同社シニアオフィサー (2019年6月退任) | | |

社外取締役候補者とした理由等

西村知典氏は、他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

候補者番号

11

こまつ
小松

ゆりや
百合弥

(1962年10月18日生)



新任

社外

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--|----------|---|
| 1986年 4月 | 野村証券株式会社入社 | 2012年 8月 | 株式会社ダウンゴ顧問 |
| 1988年 4月 | クレディスイス信託銀行株式会社 入行 | 2013年 1月 | 大塚化学株式会社顧問 (現任) 株式会社ダウンゴ執行役員 |
| 1990年 4月 | スパークス投資顧問株式会社 (現スパークス・グループ株式 会社) 入社 | 2014年10月 | 株式会社KADOKAWA・DW ANGO (現株式会社KADOK AWA) 取締役 |
| 1996年 5月 | The Dreyfus Corporation入社 | | 株式会社ダウンゴ取締役 (現任) |
| 1999年12月 | Fiduciary Trust Company International入社 | 2017年 6月 | カドカワ株式会社 (現株式会社 KADOKAWA) 執行役員 (2019年 2月退任) |
| 2000年 9月 | インテラセット株式会社入社 | | (重要な兼職の状況) |
| 2004年11月 | Worldeye Capital Inc.入社 | | 株式会社ダウンゴ取締役 |
| 2006年 6月 | Olympus Capital Holdings Asia入社 | | 大塚化学株式会社顧問 |
| 2010年 7月 | 大和クオインタム・キャピタル 株式会社入社 | | |
| 2010年 8月 | 大塚化学株式会社執行役員 | | |

社外取締役候補者とした理由等

小松百合弥氏は、金融機関や他の事業会社における豊富な経験と財務に関する幅広い知見等を有しております。その経験や知見等を活かして、独立した立場から適切な助言・提言をいただくことで、経営の妥当性・適法性を確保し、持続的な企業価値の向上を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 津田登、川原廣治、川上良、西村知典、小松百合弥の5氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)の候補者であります。
3. 当社は、津田登、川原廣治、川上良の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、西村知典、小松百合弥の両氏を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 津田登、川原廣治、川上良、西村知典、小松百合弥の5氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」(13頁から14頁)を満たしております。
5. 当社は津田登、川原廣治、川上良の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、西村知典、小松百合弥の各氏の選任が承認された場合、各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

取締役選任基準

- ・心身ともに健康であること。
- ・高い倫理観、遵法精神を有していること。
- ・客観的な観点から、建設的な議論ができること。
- ・自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと。
- ・全社的、中長期的な観点から判断する能力に優れていること。
- ・環境、社会の変化に対する先見性、洞察力に優れていること。
- ・各分野における十分な実績、専門性を有していること。(経営者あるいは専門性)
- ・社外取締役については、(1) 職務遂行に十分な時間が取れること、(2) 別途定める独立性基準を満たしていること、(3) 社外取締役間の多様性が確保できること、(4) 三委員会のいずれかの委員としての職務を遂行する資質を有していること。

社外取締役の独立性基準

社外取締役は、当社グループからの独立性を確保するため、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならぬ。

- (1) 当社グループの業務執行取締役（会社法2条15号（会社法が改正された場合は改正後の条数による同様の規定）の定義による。）、執行役、会計参与または使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。
- (2) 就任時および就任の前3年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む。以下同じ。）または大株主である組織の業務執行取締役でない取締役および業務執行取締役等
 - ② 当社グループが大株主である組織の業務執行取締役等
 - イ 当社グループの主要な借入先（直近の会計年度末日時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう。）または主要な借入先である組織の業務執行取締役等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の業務執行取締役等
 - エ ① 当社グループの主要な取引先（当社グループが物品又は役務の対価として直近3会計年度のいずれかにおいて受け取った金額が当社グループの直近の会計年度の連結売上高の2%以上となる取引先をいう。以下同じ。）または主要な取引先である組織の業務執行取締役等
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループがその者に対して物品又は役務の対価として直近3会計年度のいずれかにおいて支払った金額がその者の直近の会計年度の連結売上高の2%以上となる者をいう。）またはその組織の業務執行取締役等
- オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

- カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外取締役としての報酬以外に、当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて1,000万円以上の金銭その他の財産を受け取った者または当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて多額の金銭その他の財産（1,000万円以上または当該団体のその会計年度の売上高もしくは収入額の2%以上のいずれか高い方の額をいう。）を受け取った団体に所属する者
 - キ 当社グループから直近の3会計年度のいずれかにおいて多額の寄付金（1会計年度あたり1,000万円以上をいう。）を受け取った者または多額の寄付金を受け取った団体に所属する者
 - ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者（当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう。）
- (3) 以下の者の近親者（配偶者および2親等以内の親族をいう。）でないこと。
- ア 就任時に当社グループの業務執行取締役等であり、または、就任の前10年間に当社グループの業務執行取締役等であった者
 - イ 第(2)号のいずれかに該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く）

以 上

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、雇用・所得環境の改善等から、緩やかに回復しましたが、輸出を中心に弱さが続き、米国経済は、米中間の通商問題を巡る緊張の増大等の影響を受け、欧州経済は、英国のEU離脱の問題等によって弱さがみられました。アジア他では、中国経済は、米国との貿易摩擦等の影響により景気は緩やかに減速し、その他新興国経済も弱い動きがみられました。これらの状況に加え、いずれの地域も当下期終盤において新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済活動が急激に収縮いたしました。

このような環境のもと、当社グループは2018年4月にスタートした3年間の中期経営計画「DRIVE NTN 100」において、最新デジタル技術と当社グループが培ってきた経営資源を融合させ、「革新的な技術・商品・サービスの開発」、「調達改革」、「生産性と品質の追求」、「資産効率の向上」を図っております。これらの実現のための諸施策を推し進め、事業構造の変革を加速させてまいりましたが、当期の業績は前期の水準に至りませんでした。

当期の売上高は、651,495百万円（前期比11.2%減）となりました。損益につきましては、営業利益は7,056百万円（前期比73.8%減）、経常損失は1,698百万円（前期は経常利益22,231百万円）となりました。なお、特別利益として投資有価証券売却益1,353百万円等1,980百万円、特別損失として減損損失29,001百万円等34,231百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は43,992百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失6,958百万円）となりました。

なお、当期の配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により業績が急激に悪化しており、また、今後の見通しも不透明であるため、誠に遺憾ではございますが、期末配当金は見送らせていただき、年間では中間配当金（1株につき5円）とあわせて、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

〔セグメント別の営業損益〕

| セグメント | 売上高 | | | | 営業利益 | |
|------------|------------------------|---------------------------|------------|------------|-------------|------------|
| | 外部顧客への 売上高 (百万円) | セグメント間 の内部売上高 (百万円) | 計 (百万円) | 前期比 (%) | 金額 (百万円) | 前期比 (%) |
| 日本 | 205,371 | 123,725 | 329,097 | △6.8 | △1,282 | (注) |
| 米州 | 169,879 | 1,193 | 171,072 | △13.7 | △6,438 | (注) |
| 欧州 | 152,581 | 3,058 | 155,640 | △15.4 | 402 | △57.9 |
| アジア他 | 123,663 | 11,265 | 134,929 | △13.3 | 11,418 | △33.7 |
| 計 | 651,495 | 139,243 | 790,739 | — | 4,101 | — |
| セグメント間取引消去 | — | △139,243 | △139,243 | — | 2,955 | — |
| 連結合計 | 651,495 | — | 651,495 | △11.2 | 7,056 | △73.8 |

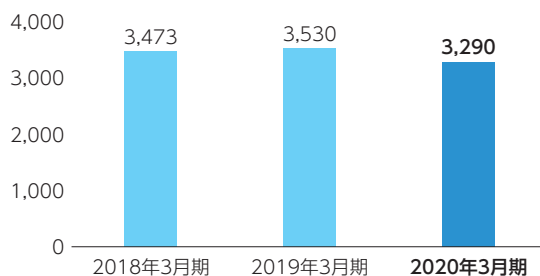
(注) 営業損失のため営業利益の前期比増減率を表示しておりません。

1 日本

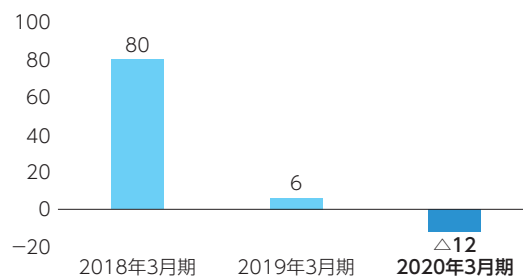
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで減少しました。産業機械市場向けは建設機械向け等で減少し、自動車市場向けも客先需要の低減等により減少しました。この結果、売上高は329,097百万円（前期比6.8%減）となりました。セグメント損益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により1,282百万円のセグメント損失（前期は681百万円のセグメント利益）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)

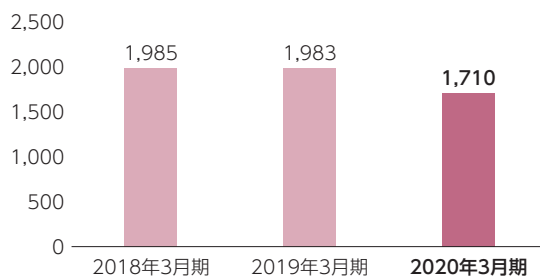


2 米州

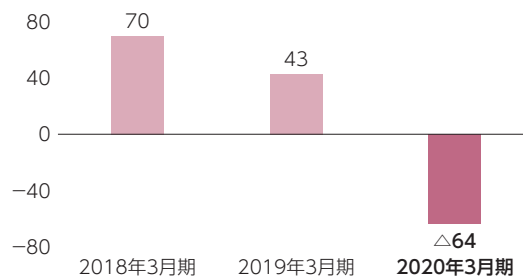
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで減少しました。産業機械市場向けは建設機械向けや風力発電向け等で減少し、自動車市場向けも客先需要の低減等により減少しました。この結果、売上高は171,072百万円（前期比13.7%減）となり、セグメント損益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により6,438百万円のセグメント損失（前期は4,344百万円のセグメント利益）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)

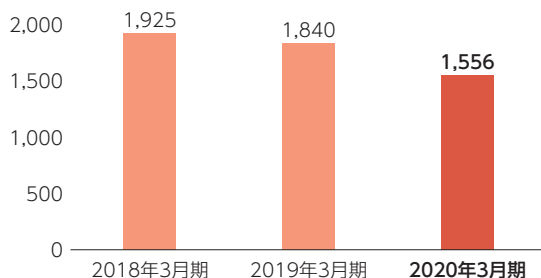


3 欧州

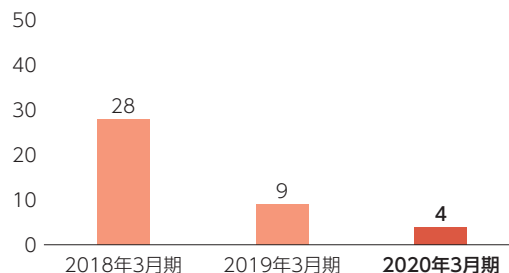
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向け及び自動車補修向けとも減少しました。産業機械市場向けは風力発電向けや変減速機向け等で減少し、自動車市場向けも客先需要の低減等により減少しました。この結果、売上高は155,640百万円（前期比15.4%減）となりました。セグメント損益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により402百万円のセグメント利益（前期比57.9%減）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)

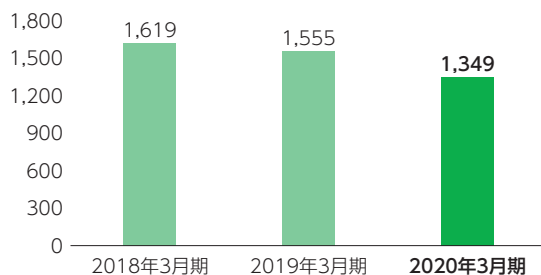


4 アジア他

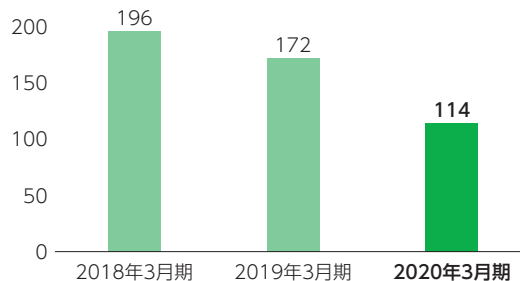
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで増加しました。産業機械市場向けは風力発電向けで増加しましたが、建設機械向け等で減少し、全般的に減少しました。自動車市場向けも客先需要の低減等により減少しました。全体としては、売上高は134,929百万円（前期比13.3%減）となり、セグメント損益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により11,418百万円のセグメント利益（前期比33.7%減）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)



事業形態別の業績につきましては、以下のとおりであります。

【事業形態別の営業損益】

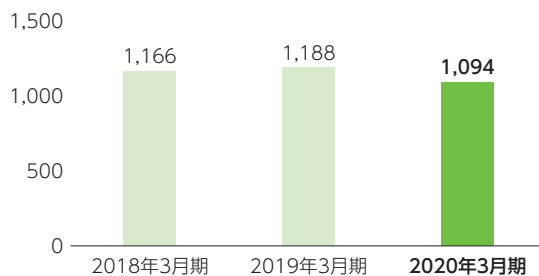
| 事業形態 | 外部顧客への売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円) |
|----------|--------------------|---------------|
| 補修市場向け | 109,416 | 12,738 |
| 産業機械市場向け | 105,071 | △2,001 |
| 自動車市場向け | 437,006 | △3,680 |
| 連結合計 | 651,495 | 7,056 |

1 補修市場向け

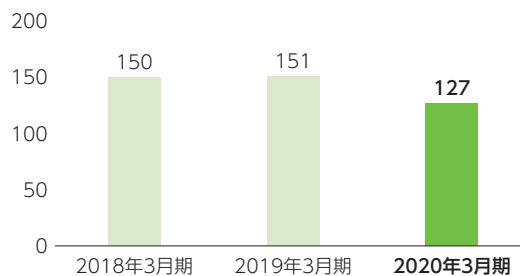
客先需要の低減等により売上高は109,416百万円（前期比7.9%減）となりました。営業利益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により12,738百万円（前期比16.1%減）となりました。

ご参考

【売上高推移】(億円)



【営業利益推移】(億円)

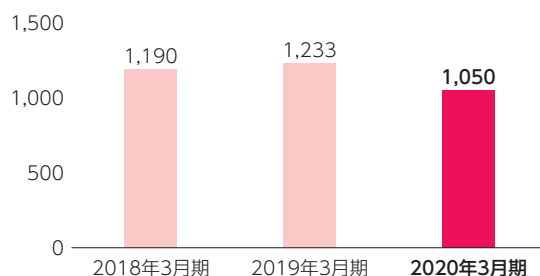


2 産業機械市場向け

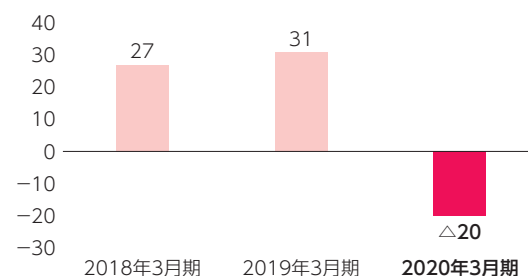
建設機械向けの減少等により売上高は105,071百万円（前期比14.9%減）となりました。営業損益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により2,001百万円の営業損失（前期は3,106百万円の営業利益）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[営業利益推移] (億円)

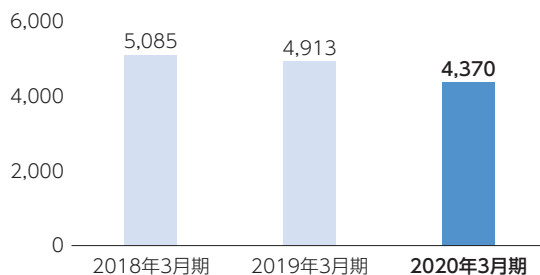


3 自動車市場向け

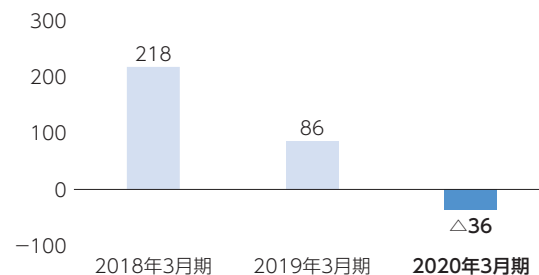
客先需要の低減等により売上高は437,006百万円（前期比11.1%減）となりました。営業損益は固定費の減少等はありませんでしたが、販売規模の減少等により3,680百万円の営業損失（前期は8,655百万円の営業利益）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[営業利益推移] (億円)



(2) 設備投資の状況

当期につきましては、日本では当社和歌山製作所の建屋建設及び軸受製造設備導入等を行いました。

米州では、NTN DRIVESHAFT, INC.の等速ジョイント製造設備増設、NTK PRECISION AXLE CORP.の等速ジョイント部品製造設備増設及びNTN-BOWER CORP.の軸受製造設備増設等を行いました。

欧州では、NTN-SNR ROULEMENTSの軸受製造設備増設等を行いました。

アジア他地域では、上海恩梯恩精密機電有限公司の軸受製造設備増設等を行いました。

この結果、設備投資の総額は57,675百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金として、13,082百万円の長期借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2018年4月にスタートした3年間の中期経営計画「DRIVE NTN 100」において、最新のデジタル技術と当社グループがこれまで培ってきた経営資源を融合させ、「革新的な技術・商品・サービスの開発」、「調達改革」、「生産性と品質の追求」、「資産効率の向上」を進めております。

しかしながら、現在の当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの影響もあり業績が急激に悪化しており、今後の見通しも不透明である等、過去にない厳しい状況に直面しております。

かかる状況下、2020年度につきましては、「危機対応期間」と位置づけ、感染防止策を徹底し「従業員の健康と安全の確保」を図るとともに、緊急事態下における「事業資金の確保及び事業継続」に注力します。

一方で、危機的状況を乗り越え次の100年も成長し続けるため「将来の成長に向けた準備」も並行して進め、2021年4月から3年間の新たな中期経営計画につなげます。新中期経営計画では、市場環境の大きな変化に対応し、「DRIVE NTN 100」で掲げている事業構造の変革（Transformation）を加速させてまいります。なお、新中期経営計画の詳細につきましては、来年3月までに公表いたします。

【新中期経営計画（2021年度～2023年度）の基本方針（案）】

1) 既存の商品・事業の利益率と投資効率の追求

- 既存商品・事業については、外部活用も加速させ、経営資源は当社技術の強みを発揮できる商品・工程に集中させます。
- 新しいコンセプトで和歌山県に新設した生産拠点におけるスマートファクトリ化の推進、新基幹システムの活用や間接部門における業務自動化（RPA）等、最新デジタル技術により生産性向上や業務の効率化を推し進めます。
- 従来 of 発想を転換させた生産改革等を通じて、生産リードタイム短縮による在庫削減を進め、財務体質を強化します。

2) 新領域への展開の加速

- 事業化に近い新事業に経営資源を重点配分し、短期間で利益ある事業に育成します。
- 環境型社会に貢献する自然エネルギー商品事業等にも積極的に取り組みます。

3) 経営体制の強化等

- 環境の変化を先取りした施策を実行していくため、戦略的な組織の構築を図ります。
- コーポレート・ガバナンスを一層強化していくとともに、ステークホルダーとの対話も積極的に進めます。
- 仕事と個人のワークライフバランスを両立させ、より働きやすい職場環境の実現を目指しエンゲージメント向上に向けた人事制度改革を進めます。
- グローバル企業として持続可能な開発目標（SDGs）を認識し、社会課題の解決に貢献していきます。

当社グループは、「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」という企業理念のもと、経営基盤の一層の強化と業務の効率化に努め、収益向上に邁進してまいります。株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

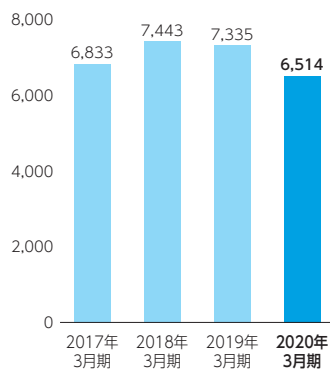
(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 | 第118期 (2017年3月期) | 第119期 (2018年3月期) | 第120期 (2019年3月期) | 第121期 (当期) (2020年3月期) |
|------------------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | | 683,328 | 744,372 | 733,569 | 651,495 |
| 経 常 利 益 (△は損失) (百万円) | | 29,604 | 31,250 | 22,231 | △1,698 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(△は純損失) (百万円) | | 2,830 | 20,373 | △6,958 | △43,992 |
| 1株当たり当期純利益(△は純損失) (円) | | 5.33 | 38.36 | △13.10 | △82.83 |
| 純 資 産 (百万円) | | 245,050 | 269,759 | 246,404 | 168,378 |
| 総 資 産 (百万円) | | 797,038 | 839,427 | 840,750 | 757,822 |

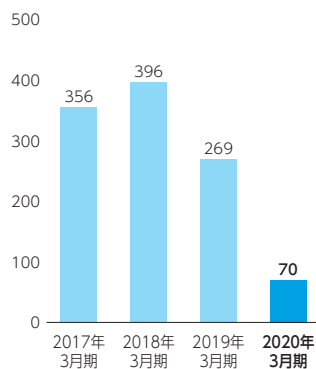
- (注) 1. 第118期は自動車市場向け販売増の効果はありましたが、為替の影響等により経常利益は減少しました。なお特別利益に仲裁裁定に伴う損失戻入額、特別損失に独占禁止法関連損失、減損損失等を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
2. 第119期は産業機械市場向け販売増の効果や為替の影響等により、経常利益は増加しました。なお特別損失に独占禁止法関連損失、減損損失を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。
3. 第120期は、産業機械市場向け販売増の効果はありましたが、鋼材価格の上昇等により経常利益は減少しました。なお特別損失に独占禁止法関連損失、減損損失、関係会社株式売却損を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
4. 第121期(当期)の状況につきましては、前記「事業の経過及び成果」のとおりであります。

ご参考 決算ハイライト

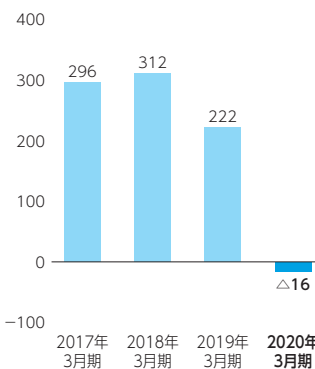
[売上高] (億円)



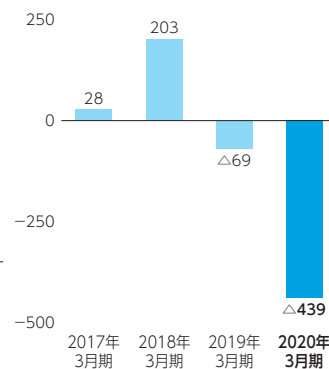
[営業利益] (億円)



[経常利益(△は損失)] (億円)



[親会社株主に帰属する
当期純利益(△は純損失)] (億円)



(6) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--|-----------------|-------------|-----------------------------------|
| 株式会社 NTN 三重製作所 | 3,000百万円 | 100 | 軸受の製造 |
| 株式会社 NTN 宝達志水製作所 | 1,250百万円 | 100 | 軸受の製造 |
| 株式会社 NTN 能登製作所 | 1,000百万円 | 100 | 軸受の製造 |
| 株式会社 NTN 袋井製作所 | 1,500百万円 | 100 | 等速ジョイントの製造 |
| 株式会社 NTN 赤磐製作所 | 1,250百万円 | 100 | 軸受の製造 |
| NTN USA CORP. (アメリカ) | 200,620千米ドル | 100 | 米国子会社の統括管理 |
| NTN BEARING CORP. OF AMERICA (アメリカ) | 24,700千米ドル | ※100 | 軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売 |
| NTN DRIVESHAFT, INC. (アメリカ) | 54,580千米ドル | ※100 | 等速ジョイントの製造 |
| AMERICAN NTN BEARING MFG. CORP. (アメリカ) | 24,330千米ドル | ※100 | 軸受の製造 |
| NTN-BOWER CORP. (アメリカ) | 117,000千米ドル | ※100 | 軸受の製造 |
| NTN BEARING CORP. OF CANADA LTD. (カナダ) | 20,100千カナダドル | 100 | 軸受の製造及び軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売 |
| NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. (ブラジル) | 390,739千ブラジルリアル | ※100 | 等速ジョイントの製造及び販売 |
| NTN-SNR ROULEMENTS (フランス) | 123,599千ユーロ | 100 | 軸受の製造及び販売 |
| NTN TRANSMISSIONS EUROPE (フランス) | 82,843千ユーロ | 100 | 等速ジョイントの製造及び販売 |
| NTN Wälzlager (Europa) G.m.b.H. (ドイツ) | 14,500千ユーロ | 100 | 軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売 |
| NTN Kugellagerfabrik (Deutschland) G.m.b.H. (ドイツ) | 18,500千ユーロ | 100 | 軸受・精密機器商品等の製造 |
| NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD. (シンガポール) | 36,000千シンガポールドル | ※100 | 軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売 |
| NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. (タイ) | 1,311,000千バーツ | ※100 | 軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の製造及び販売 |
| 恩梯恩(中国)投資有限公司 (中国) | 388,547千米ドル | 100 | 中国子会社の統括管理及び軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売 |
| 南京恩梯恩精密機電有限公司 (中国) | 180,000千米ドル | ※100 | 軸受の製造及び販売 |
| 上海恩梯恩精密機電有限公司 (中国) | 166,500千米ドル | ※95 | 軸受・等速ジョイント部品の製造及び販売 |
| 廣州恩梯恩裕隆傳動系統有限公司 (中国) | 12,500千米ドル | ※60 | 等速ジョイントの製造及び販売 |

(注) 1. ※印は子会社による出資を含む比率であります。

2. 前期に記載しておりました以下の会社を、重要な子会社から除外しました。

- ・恩梯恩 L Y C (洛陽)精密軸承有限公司 (中国) …支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社に移行しました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、補修、産業機械及び自動車市場向けの軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の製造・販売を主たる事業内容としております。

| 事業 | 主要製品 |
|----------|---|
| 補修市場向け | ボールベアリング、ローラベアリング、ベアリングユニット、大形ベアリング、精密ベアリング、アクスルベアリング、等速ジョイント、滑り軸受、機械器具等 |
| 産業機械市場向け | ボールベアリング、ローラベアリング、ベアリングユニット、大形ベアリング、精密ベアリング、等速ジョイント、流体動圧軸受、滑り軸受、パーツフィーダ、機械器具等 |
| 自動車市場向け | ボールベアリング、ローラベアリング、アクスルベアリング、等速ジョイント、オートテンショナ、メカニカルクラッチユニット、ボールねじ駆動モジュール、精密樹脂部品等 |

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

| | |
|--------|--|
| 本社 | 大阪市西区 |
| 国内生産拠点 | 桑名製作所(三重県桑名市)、長野製作所(長野県箕輪町)、金剛製作所(大阪府河内長野市)、磐田製作所(静岡県磐田市)、岡山製作所(岡山県備前市)、三雲製作所(三重県松阪市)、精密樹脂製作所(三重県東員町) |
| 国内販売拠点 | 東京支社(東京都港区)、西関東支社(相模原市中央区)、名古屋支社(名古屋市中区)、大阪支社(大阪市西区)、広島支社(広島市南区)、九州支社(北九州市小倉北区)、関東自動車支社(東京都港区)、宇都宮自動車支社(栃木県宇都宮市)、北関東自動車支社(群馬県太田市)、東海自動車支社(愛知県安城市)、浜松自動車支社(浜松市中区)、大阪自動車支社(大阪市西区)、広島自動車支社(広島市南区) |

② 子会社

| | |
|----------|--|
| 国内生産拠点 | 株式会社NTN三重製作所(三重県桑名市)、株式会社NTN宝達志水製作所(石川県宝達志水町)、株式会社NTN能登製作所(石川県志賀町)、株式会社NTN袋井製作所(静岡県袋井市)、株式会社NTN赤磐製作所(岡山県赤磐市) |
| 統括拠点 | NTN USA CORP. (アメリカ) |
| 海外生産販売拠点 | NTN BEARING CORP. OF AMERICA (アメリカ) NTN DRIVESHAFT, INC. (アメリカ) AMERICAN NTN BEARING MFG. CORP. (アメリカ) NTN-BOWER CORP. (アメリカ) NTN BEARING CORP. OF CANADA LTD. (カナダ) NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. (ブラジル) NTN-SNR ROULEMENTS (フランス) NTN TRANSMISSIONS EUROPE (フランス) NTN Wälzlager (Europa) G.m.b.H. (ドイツ) NTN Kugellagerfabrik (Deutschland) G.m.b.H. (ドイツ) NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD. (シンガポール) NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) 恩梯恩(中国)投資有限公司 (中国) 南京恩梯恩精密機電有限公司 (中国) 上海恩梯恩精密機電有限公司 (中国) 廣州恩梯恩裕隆傳動系統有限公司 (中国) |

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 24,199名 | 789名減 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 (百万円) |
|--------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 109,961 |
| 株式会社みずほ銀行 | 49,763 |
| 農林中央金庫 | 38,996 |
| 日本生命保険相互会社 | 24,300 |
| 株式会社静岡銀行 | 17,591 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 11,800 |
| 株式会社群馬銀行 | 10,931 |
| 株式会社百五銀行 | 10,900 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 532,463,527株 (自己株式842,280株を含む)
- (3) 株主数 48,773名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|-----------------------------|----------|----------|
| | 持株数 (千株) | 出資比率 (%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 47,089 | 8.85 |
| 第一生命保険株式会社 | 23,278 | 4.37 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 22,467 | 4.22 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 20,082 | 3.77 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 15,172 | 2.85 |
| N T N 共 栄 会 | 15,011 | 2.82 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 9,402 | 1.76 |
| 日本生命保険相互会社 | 9,206 | 1.73 |
| N T N 従 業 員 持 株 会 | 8,892 | 1.67 |
| 野村信託銀行株式会社 (投 信 口) | 8,585 | 1.61 |

(注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

2. 出資比率は自己株式数を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式472,666株は含まれておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 大久保 博 司 | 指名委員会委員 報酬委員会委員 |
| 取 締 役 | 井 上 博 徳 | 指名委員会委員 監査委員会委員 |
| 取 締 役 | 寺 阪 至 徳 | |
| 取 締 役 | 宮 澤 秀 彰 | |
| 取 締 役 | 白 鳥 俊 則 | 報酬委員会委員 |
| 取 締 役 | 鵜 飼 英 一 | |
| 取 締 役 | 和 田 彰 | 指名委員会委員 報酬委員会委員長 |
| 取 締 役 | 津 田 登 | 指名委員会委員長 報酬委員会委員 |
| 取 締 役 | 川 原 廣 治 | 指名委員会委員 監査委員会委員長 |
| 取 締 役 | 加護野 忠 男 | 監査委員会委員 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授 |
| 取 締 役 | 川 上 良 | 監査委員会委員 報酬委員会委員 弁護士（弁護士法人大阪西総合法律事務所） 大阪大学大学院高等司法研究科特任教授 |

- (注) 1. 取締役和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の5氏は、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）であります。
2. 当社は、取締役和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査委員である取締役川原廣治氏は、長年銀行において金融業務を担当しており財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役井上博徳、川原廣治の両氏は、常勤の監査委員であります。当社は、監査委員会の実効性向上を図るため、常勤の監査委員を選定しております。
5. 2019年6月25日開催の第120期定時株主総会において、新たに川原廣治、加護野忠男、川上良の3氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2019年6月25日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、大橋啓二、後藤逸司、仲野浩史、辻秀文、梅本武彦、川島一貴の6氏が取締役を、川原廣治、井山雄介、加護野忠男、川上良の4氏が監査役を、それぞれ任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、取締役井上博徳、和田彰、津田登、川原廣治、加護野忠男、川上良の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

8. 当期末日後の取締役の異動は以下のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 | 異動年月日 |
|-------|-------|--|-----------|
| 取 締 役 | 川 上 良 | 監査委員会委員 報酬委員会委員 弁護士（弁護士法人大阪西総合法律事務所） 大阪大学大学院高等司法研究科教授 | 2020年4月1日 |

(2) 執行役

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|---------|---|
| 執行役社長 (代表執行役) | 大久保 博 司 | C E O (最高経営責任者) |
| 執行役専務 (代表執行役) | 大 橋 啓 二 | C F O (最高財務責任者) 総務部・E H S (環境・労働安全衛生) 統括部担当 |
| 執行役専務 (代表執行役) | 寺 阪 至 徳 | C T O (最高技術責任者) 新商品戦略本部・米州地区担当 NTN USA CORP. 取締役会長 |
| 執行役専務 (代表執行役) | 宮 澤 秀 彰 | 自動車事業本部本部長 欧州・アフリカ州地区担当 |
| 執行役専務 | 後 藤 逸 司 | C S R (社会的責任) 推進本部・原価企画部・中国地区担当 |
| 執行役常務 | 鵜 飼 英 一 | アフターマーケット事業本部・品質保証本部・アセアン・大洋州・西アジア地区・ インド地区・NTN KOREA CO.,LTD.担当 |
| 執行役常務 | 梅 本 武 彦 | E Vモジュール事業部長 |
| 執行役常務 | 川 島 一 貴 | 産業機械事業本部本部長 自然エネルギー商品事業部担当 |
| 執行役常務 | 白 鳥 俊 則 | 経営戦略本部長 人事部門担当 |
| 執行役常務 | 辻 秀 文 | 複合材料商品事業部・調達本部・需給センター担当 |
| 執 行 役 | 江 上 正 樹 | 研究部門担当 |
| 執 行 役 | 尾 迫 功 | 生産本部長 生産技術研究所担当 |
| 執 行 役 | 亀 高 晃 司 | 自動車事業本部副本部長 (兼) 電動モジュール商品事業部長 |
| 執 行 役 | 十 河 哲 也 | 財務本部長 |
| 執 行 役 | 山 本 正 明 | 経営戦略本部副本部長 |

(注) 1. 大久保博司、寺阪至徳、宮澤秀彰、鵜飼英一、白鳥俊則の5氏は、取締役を兼務しております。

2. 当期末日後の執行役の状況は以下のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|---------|---|
| 執行役社長 (代表執行役) | 大久保 博 司 | C E O (最高経営責任者) |
| 執行役専務 (代表執行役) | 宮 澤 秀 彰 | 自動車事業本部本部長 調達本部担当 |
| 執行役専務 | 寺 阪 至 徳 | 欧州・アフリカ州地区・米州地区担当 NTN USA CORP. 取締役会長 |
| 執行役常務 (代表執行役) | 鵜 飼 英 一 | アフターマーケット事業本部・産業機械事業本部・品質保証本部・アセアン・大洋州・ 西アジア地区・インド地区・NTN KOREA CO., LTD.担当 |
| 執行役常務 | 白 鳥 俊 則 | 人事部門・C S R (社会的責任) 推進本部・情報企画部・総務部・E H S (環境・ 労働安全衛生) 統括部担当 |
| 執 行 役 | 江 上 正 樹 | C T O (最高技術責任者) 研究部門・新商品戦略本部・自然エネルギー商品事業部担当 |
| 執 行 役 | 尾 迫 功 | 生産本部長 生産技術研究所・複合材料商品事業部担当 |
| 執 行 役 | 皆 見 章 行 | 需給センター・原価企画部・中国地区担当 |
| 執 行 役 | 亀 高 晃 司 | 自動車事業本部副本部長 (兼) 電動モジュール商品事業部長 E Vモジュール事業部担当 |
| 執 行 役 | 十 河 哲 也 | C F O (最高財務責任者) (兼) 財務本部長 |
| 執 行 役 | 山 本 正 明 | 経営戦略本部長 |

(3) 取締役、監査役及び執行役の報酬等の総額

① 取締役、監査役及び執行役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 | 給 与 | | 賞 与 | | 株 式 報 酬 | |
|-----------------|-------------------|-------------|-------------------|----------|----------|-----------|-------------|
| | | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 |
| 取 締 役 (うち社外) | 104百万円 (66百万円) | 7名 (5名) | 102百万円 (66百万円) | — (—) | — (—) | 2名 (—) | 2百万円 (—) |
| 監 査 役 (うち社外) | 15百万円 (10百万円) | 4名 (3名) | 15百万円 (10百万円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 執 行 役 | 400百万円 | 15名 | 391百万円 | — | — | 10名 | 9百万円 |
| 合 計 | 522百万円 | 23名 | 510百万円 | — | — | 12名 | 12百万円 |

- (注) 1. 指名委員会等設置会社移行前の取締役の報酬限度額は年額600百万円以内（2006年6月29日開催の第107期定時株主総会決議）、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内（2016年6月24日開催の第117期定時株主総会決議）であります。
2. 当社は2019年6月25日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したため、同日付で監査役4名は退任し、その内3名は取締役に就任しております。上記表中の監査役の支給人員及び報酬等の総額は、2019年4月1日より同年6月25日までの間に存在しておりました監査役の人員及び当該期間中の監査役の職務執行の対価の総額を記載しております。なお、上記表中の取締役及び執行役に対する報酬等には2019年4月1日より同年6月25日までの間に存在しておりました取締役14名（うち社外取締役2名）に対する金額105百万円（うち社外取締役5百万円）を含んでおります。
3. 取締役を兼務する執行役については、対象となる役員の人員及び支給された報酬等は執行役の欄に記載しております。
4. 当期における役員賞与引当金の繰入額は0であります。当期に支払った前期に対する役員賞与の額は64百万円であります。
5. 株式報酬の額は、当期に付与したポイントに係る費用計上額であります。

② 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- 報酬方針および報酬金額は報酬委員会で議論して決定する。
- 報酬体系
 - 取締役（執行役兼務者を除く）については、経営を監督する立場にあることから、基本報酬のみとする（別途、議長、各委員会の委員長・委員報酬あり）。
 - 執行役については、基本報酬、年次インセンティブ（賞与）、中長期型インセンティブ（株式報酬）で構成する（別途、代表権報酬あり）。
- 基本報酬、業績連動比率等は定期的に外部の客観的調査データ等を活用しながら役位別に妥当な水準を設定する。
- 年次インセンティブ（賞与）は、当該年度の業績水準に基づき、各執行役の重点目標施策の推進状況を勘案して支給額を決定する。
- 中長期型インセンティブ（株式報酬）は、中期経営計画の主要目標値に対する達成度に基づき当社株式を交付（一定割合は株式を換価して現金を給付）するものとし、中期経営計画の目標達成へのインセンティブと株主価値向上への貢献意欲を高めるとともに、自社株保有の促進を図る。中長期の業績目標は、経営方針を勘案し重要な経営指標（営業利益率、売上高等）とする。
- 報酬水準、報酬構成（基本報酬と変動報酬）等は、適時・適切に報酬委員会で議論する。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職と当社の関係

社外取締役の重要な兼職先と当社の間特別な関係はありません。

② 当期における社外取締役の主な活動状況

| 氏名 | 主な活動状況 |
|--------|--|
| 和田 彰 | 当期開催の取締役会14回のうち14回、指名委員会5回のうち5回、報酬委員会4回のうち4回に出席し、他の会社での豊富な経営者経験等に基づく幅広い知見等を活かして、独立した立場から適宜必要な発言を行っております。 |
| 津田 登 | 当期開催の取締役会14回のうち14回、指名委員会5回のうち5回、報酬委員会4回のうち4回に出席し、他の会社での豊富な経営者経験等に基づく幅広い知見等を活かして、独立した立場から適宜必要な発言を行っております。 |
| 川原 廣治 | 当期開催の取締役会14回のうち14回、指名委員会5回のうち5回、監査役会3回のうち3回、監査委員会10回のうち10回に出席し、金融機関での豊富な経験等に基づく幅広い知見等を活かして、独立した立場から適宜必要な発言を行っております。 |
| 加護野 忠男 | 当期開催の取締役会14回のうち14回、監査役会3回のうち3回、監査委員会10回のうち9回に出席し、学識経験者としての豊富な経験等に基づく幅広い知見等を活かして、独立した立場から適宜必要な発言を行っております。 |
| 川上 良 | 当期開催の取締役会14回のうち14回、監査役会3回のうち3回、監査委員会10回のうち10回、報酬委員会4回のうち4回に出席し、弁護士としての豊富な経験等に基づく幅広い知見等を活かして、独立した立場から適宜必要な発言を行っております。 |

- (注) 1. 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 川原廣治、加護野忠男、川上良の3氏の取締役会及び監査役会の出席状況については、当社社外監査役としての出席回数を含めて記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|--------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 | 146百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 199百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人監査の対象となる国内子会社につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 重要な在外子会社につきましても当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査委員会が会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が、取締役会で決議した内部統制システムに関する基本的な考え方（内部統制基本方針）は以下のとおりです。

(1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程等の社内規程に従い、法令上保存を義務づけられている文書、決裁書及び重要な会議録・資料については、適切に保存・管理できる体制を整える。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する基本方針及びリスク管理規程を制定し、全社のリスクを統合管理するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出しと評価を行い、対策を提言する。財務、コンプライアンス（企業倫理）、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては管理責任者を決定し、担当部門がリスク低減に取り組む。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程により対策本部を設置し、社内及び社外の専門家の意見も取り入れ、迅速な対応を行い、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、執行役を任命し、執行役毎に業務の担当を決定し、責任の明確化を図ると共に、執行役の業務執行のモニタリングを行い、監督する。
- 各執行役は職務分掌及び与えられた権限に基づいて各部門の責任と権限の明確化を行い、業務が効率的に執行される仕組みを整備すると共に、自己の職務の執行状況について、取締役会等の重要会議にて報告する。
- 内部監査部門は、代表執行役社長又は、監査委員会からの指示に基づき、各部門の業務内容と業務運営の実態を調査し、必要な場合は業務改善の要請を行い、代表執行役社長、監査委員会及び関係部門に対して報告を行う。

(4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

C S R基本方針及び業務行動規準を定め、全ての役員及び使用人は事業活動においてはこれを遵守して行動する。コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び使用人への徹底を図る。また、公正な取引を推進するために競争法遵守に関する基本規程を別途制定するとともに、代表執行役社長を委員長とする公正取引監察委員会を設置し、遵守状況の監督・指導を行う。内部監査部門は、コンプライアンス（企業倫理）の状況を定期的に監査する。また、相談窓口として社内並びに社外のヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。また、関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、取締役会議事録等で子会社の職務執行に関する事項を当社に報告させ、一定の事項については、当社に承認申請を行わせることにより、子会社における当社への報告に関する体制を整える。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させる。また、全社のリスクを統合管理する当社のリスク管理委員会が、リスクの洗い出しと評価を行い、対策を提言し、リスク管理に関する管理部署が当該リスクに関し子会社への指導を行う。不測の事態が発生した場合には、当社のリスク管理規程により対策本部を設置し、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎のグループ全体の重点目標及び予算配分を定める。また、当該重点目標及び予算配分に基づく具体的な職務の執行については、当社は、関係会社管理規程に基づき、当社のグループにおける指揮命令系統を定めるとともに、決裁権限規則により権限及び意思決定に関する基準を定め、当該基準に基づき当社の決裁を得る体制を整える。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、当社のCSR基本方針及び業務行動規準を遵守させ、子会社の全ての役員及び使用人に対し、これらを周知徹底させる。また、コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程に基づき子会社の管理者を設置し、当該管理者に対し、子会社におけるコンプライアンス徹底に関する施策を実施させる。加えて、独禁法遵守規程に基づき、子会社に競争法遵守に関する指導及び監査を行う。また、相談窓口としてヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会による当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、経営監査室を設置し、当社の使用人の中から監査補助者として相応しい能力・経験等を有する者を経営監査室員として任命する。

その場合、経営監査室員の当社の執行役からの独立性及び監査委員会による経営監査室員への指示の実効性を確保するため、経営監査室員の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査委員会の同意を得た上で決定する。

② 監査委員会への報告に関する体制

1) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が監査委員会に報告をするための体制

取締役会、経営会議及び執行役会には、監査委員が出席する。また、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果、コンプライアンス（企業倫理）に関する苦情及びヘルプラインの通報の状況については都度報告する。

2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

取締役会、経営会議及び執行役会への出席、決裁案件の確認、監査委員会監査の実施並びに子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役や使用人又はこれらの報告を受けた者から監査委員会に対し報告がなされる体制を確保する。

③ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令や社内規程等に違反する行為について報告等を行ったことに対し不利な取扱いが行われた場合は、ヘルプラインを通じて速やかに是正することにより、監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の適正な執行のために生ずる費用や債務については、当社が全額を負担し、その処理については必要に応じて監査委員会と協議する。

⑤ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査委員は、代表執行役社長と定期的な会合をもち、当社が対処すべき課題、監査委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見の交換、及び必要な要請を行う。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な会合をもち、監査の効率化を図る。

<内部統制システムの運用状況の概要>

以上の基本方針に基づく、当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等の重要な会議録及び決裁書等の重要な文書類については、関係法令や社内規程に従い、適切に保存・管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

半期毎にリスク管理委員会を開催しており、内外の環境変化などを踏まえたグループの事業を取り巻くリスクの状況について確認の上、リスクの抽出・分析を行い、重要なリスクに対して予防・危機対策を講じております。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役毎に業務の担当を決定し、責任の明確化を図っております。当期は、取締役会14回、また、執行役会を毎月1回開催し、執行役の業務執行状況のモニタリングを行いました。

(4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制基本方針、リスク管理に関する基本方針、CSR基本方針及び業務行動規準に則り、役員及び使用人に対してコンプライアンス（企業倫理）を徹底させ、コンプライアンスリスクの低減を図るため、コンプライアンス委員会を半期毎に開催しております。特に、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法（以下、「独禁法等」といいます。）以外のグローバルなコンプライアンスリスクに対し、部門横断的なテーマの企画と推進及びルールの整備や教育・啓発活動を行っております。また、コンプライアンスに関する教育・啓発活動の成果を評価するための意識調査を実施しました。

独禁法等の遵守徹底については、半期毎に公正取引監察委員会を開催しており、教育・啓発を目的とした法令遵守の意識強化、定期的な自己監査及び内部監査を中心としたモニタリングの強化等を行いました。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制基本方針に定められている法規範の遵守は、CSR（社会的責任）推進本部がグループ全体で推進しています。同時に、各海外地区総支配人室に設置している内部統制課が、海外での内部統制システムの運用と強化の役割を担っております。また、業務運営の実態を調査する本社の内部監査部及び各内部統制課は、主要な子会社（23社）に対し内部監査を実施しました。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員は、取締役会、経営会議及び執行役会のほか、内部統制システムを運用する委員会であるリスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び公正取引監察委員会に出席し、情報共有を図っております。また、監査委員と会計監査人及び内部監査部とは、定期的に情報交換を行っており、内部監査部は、内部監査の結果を都度報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、当社の財務及び事業の内容を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者である必要があると考えております。当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模買付も自由であり、最終的には株主の皆様ご自身が判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的や手法等に鑑み、専ら大規模買付者自らの利益のみを追求しようとするもの、対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、または対象会社の取締役会が代替案等を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。

このような大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような大規模買付者に対して、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見表明等の情報開示を行い、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努め、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を適宜開催する等、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(ご参考)

2017年6月23日開催の当社第118期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の有効期限は、2020年7月30日開催予定の当社第121期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、この有効期限の満了をもって本対応方針は継続せず廃止することを決議いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

MEMO

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 当連結会計年度 (2020年3月31日現在) | 前連結会計年度 (ご参考) (2019年3月31日現在) | 科目 | 当連結会計年度 (2020年3月31日現在) | 前連結会計年度 (ご参考) (2019年3月31日現在) |
|-----------------|---------------------------|------------------------------------|--------------------|---------------------------|------------------------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 流動資産 | 405,799 | 455,279 | 流動負債 | 286,963 | 289,697 |
| 現金及び預金 | 77,568 | 90,243 | 支払手形及び買掛金 | 48,675 | 59,971 |
| 受取手形及び売掛金 | 103,234 | 128,805 | 電子記録債務 | 68,684 | 73,187 |
| 電子記録債権 | 4,787 | 9,505 | 短期借入金 | 117,276 | 96,431 |
| 商品及び製品 | 96,616 | 102,676 | 未払法人税等 | 1,827 | 2,503 |
| 仕掛品 | 48,927 | 55,419 | 役員賞与引当金 | 43 | 161 |
| 原材料及び貯蔵品 | 37,379 | 36,409 | その他 | 50,455 | 57,441 |
| 短期貸付金 | 2,651 | 71 | 固定負債 | 302,479 | 304,648 |
| その他 | 35,694 | 33,274 | 社債 | 30,000 | 30,000 |
| 貸倒引当金 | △ 1,061 | △ 1,125 | 長期借入金 | 215,140 | 223,912 |
| 固定資産 | 352,022 | 385,471 | 製品補償引当金 | 1,118 | 1,107 |
| 有形固定資産 | 262,643 | 279,863 | 退職給付に係る負債 | 46,726 | 41,889 |
| 建物及び構築物 | 84,319 | 80,062 | その他 | 9,494 | 7,738 |
| 機械装置及び運搬具 | 108,352 | 129,349 | 負債合計 | 589,443 | 594,346 |
| 土地 | 32,370 | 32,399 | (純資産の部) | | |
| 建設仮勘定 | 30,518 | 30,421 | 株主資本 | 183,668 | 234,305 |
| その他 | 7,082 | 7,630 | 資本金 | 54,346 | 54,346 |
| 無形固定資産 | 37,430 | 31,339 | 資本剰余金 | 67,970 | 67,970 |
| 投資その他の資産 | 51,948 | 74,267 | 利益剰余金 | 62,138 | 112,777 |
| 投資有価証券 | 41,784 | 59,191 | 自己株式 | △ 787 | △ 789 |
| 繰延税金資産 | 6,035 | 10,241 | その他の包括利益累計額 | △ 27,511 | △ 4,150 |
| その他 | 4,340 | 5,065 | その他有価証券評価差額金 | 5,094 | 12,020 |
| 貸倒引当金 | △ 213 | △ 230 | 為替換算調整勘定 | △ 19,998 | △ 7,271 |
| 資産合計 | 757,822 | 840,750 | 退職給付に係る調整累計額 | △ 12,607 | △ 8,899 |
| | | | 非支配株主持分 | 12,221 | 16,249 |
| | | | 純資産合計 | 168,378 | 246,404 |
| | | | 負債及び純資産合計 | 757,822 | 840,750 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) | | 前連結会計年度(ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | |
|---|--|----------------|---|----------------|
| | | | | |
| 売上高 | | 651,495 | | 733,569 |
| 売上原価 | | 549,397 | | 603,082 |
| 売上総利益 | | 102,097 | | 130,486 |
| 販売費及び一般管理費 | | 95,041 | | 103,541 |
| 営業利益 | | 7,056 | | 26,945 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息及び配当金 | 2,072 | | 1,964 | |
| 持分法による投資利益 | — | | 72 | |
| その他 | 2,965 | 5,037 | 3,651 | 5,689 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 3,952 | | 3,882 | |
| 持分法による投資損失 | 1,210 | | — | |
| 為替差損 | 3,826 | | 3,031 | |
| その他 | 4,804 | 13,792 | 3,489 | 10,403 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △1,698 | | 22,231 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,353 | | — | |
| 有形固定資産売却益 | 627 | 1,980 | — | — |
| 特別損失 | | | | |
| 減損損失 | 29,001 | | 16,963 | |
| 投資有価証券評価損 | 2,388 | | — | |
| 異常操業度損失 | 2,096 | | — | |
| 独占禁止法関連損失 | 745 | | 2,108 | |
| 関係会社株式売却損 | — | 34,231 | 220 | 19,292 |
| 税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△) | | △33,949 | | 2,938 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,219 | | 5,750 | |
| 法人税等調整額 | 6,925 | 10,144 | 3,354 | 9,105 |
| 当期純損失(△) | | △44,094 | | △6,166 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△) | | △101 | | 792 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | | △43,992 | | △6,958 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 当事業年度 (2020年3月31日現在) | 前事業年度 (ご参考) (2019年3月31日現在) | 科目 | 当事業年度 (2020年3月31日現在) | 前事業年度 (ご参考) (2019年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|----------------------------------|------------------|-------------------------|----------------------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 流動資産 | 216,194 | 222,675 | 流動負債 | 195,941 | 183,243 |
| 現金及び預金 | 23,682 | 26,856 | 支払手形 | 428 | 517 |
| 受取手形 | 1,467 | 3,303 | 電子記録債務 | 74,767 | 80,886 |
| 電子記録債権 | 4,082 | 5,248 | 買掛金 | 26,916 | 28,997 |
| 売掛金 | 73,521 | 79,793 | 短期借入金 | 53,572 | 37,003 |
| 商品及び製品 | 27,484 | 26,919 | リース債務 | 170 | 162 |
| 仕掛品 | 19,962 | 20,680 | 未払費用 | 17,357 | 12,945 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,483 | 3,719 | 未払法人税等 | 613 | 565 |
| 未収入金 | 42,783 | 41,624 | 預り金 | 15,749 | 14,088 |
| 未収還付法人税等 | 655 | 743 | 役員賞与引当金 | - | 110 |
| 短期貸付金 | 22,655 | 14,378 | その他 | 6,365 | 7,964 |
| その他 | 611 | 632 | 固定負債 | 234,621 | 242,167 |
| 貸倒引当金 | △ 4,195 | △ 1,226 | 社債 | 30,000 | 30,000 |
| 固定資産 | 353,511 | 372,982 | 長期借入金 | 177,410 | 185,200 |
| 有形固定資産 | 86,270 | 81,814 | リース債務 | 1,811 | 1,909 |
| 建物 | 26,541 | 17,186 | 退職給付引当金 | 24,537 | 24,170 |
| 構築物 | 1,355 | 1,479 | 製品補償引当金 | 701 | 689 |
| 機械及び装置 | 19,456 | 25,681 | その他 | 160 | 197 |
| 車両運搬具 | 208 | 296 | 負債合計 | 430,562 | 425,410 |
| 工具、器具及び備品 | 2,757 | 3,024 | (純資産の部) | | |
| 土地 | 25,095 | 25,283 | 株主資本 | 134,051 | 158,229 |
| 建設仮勘定 | 10,857 | 8,861 | 資本金 | 54,346 | 54,346 |
| 無形固定資産 | 32,879 | 26,582 | 資本剰余金 | 67,369 | 67,369 |
| 特許権 | 54 | 50 | 資本準備金 | 67,369 | 67,369 |
| 借地権 | 275 | 275 | 利益剰余金 | 13,122 | 37,302 |
| ソフトウェア | 7,178 | 8,905 | 利益準備金 | 8,639 | 8,639 |
| ソフトウェア仮勘定 | 25,310 | 17,289 | その他利益剰余金 | 4,482 | 28,663 |
| その他 | 61 | 61 | 買換資産圧縮積立金 | 2,473 | 2,578 |
| 投資その他の資産 | 234,360 | 264,586 | 繰越利益剰余金 | 2,009 | 26,084 |
| 投資有価証券 | 20,915 | 34,242 | 自己株式 | △ 787 | △ 789 |
| 関係会社株式 | 187,660 | 194,946 | 評価・換算差額等 | 5,091 | 12,017 |
| 関係会社出資金 | 15,213 | 16,579 | その他有価証券評価差額金 | 5,091 | 12,017 |
| 長期貸付金 | 7,873 | 13,007 | 繰延ヘッジ損益 | - | △0 |
| 繰延税金資産 | 1,614 | 4,547 | 純資産合計 | 139,143 | 170,247 |
| その他 | 1,122 | 1,314 | 負債及び純資産合計 | 569,705 | 595,658 |
| 貸倒引当金 | △ 40 | △ 53 | | | |
| 資産合計 | 569,705 | 595,658 | | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 当事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) | | 前事業年度 (ご参考) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | |
|----------------------------|--|----------------|--|---------------|
| | | | | |
| 売上高 | | 330,158 | | 347,154 |
| 売上原価 | | 286,120 | | 303,142 |
| 売上総利益 | | 44,037 | | 44,011 |
| 販売費及び一般管理費 | | 45,336 | | 49,366 |
| 営業損失 (△) | | △1,299 | | △5,354 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息及び配当金 | 11,101 | | 8,761 | |
| その他 | 4,787 | 15,889 | 5,052 | 13,813 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 1,371 | | 1,416 | |
| その他 | 5,382 | 6,754 | 3,240 | 4,657 |
| 経常利益 | | 7,835 | | 3,801 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,353 | | — | |
| 抱合せ株式消滅差益 | — | | 21,871 | |
| 関係会社株式売却益 | — | 1,353 | 785 | 22,656 |
| 特別損失 | | | | |
| 減損損失 | 12,704 | | 5,379 | |
| 関係会社株式評価損 | 3,808 | | 9,601 | |
| 投資有価証券評価損 | 2,388 | | — | |
| 関係会社出資金評価損 | 1,365 | | 3,037 | |
| 独占禁止法関連損失 | 370 | 20,638 | 1,047 | 19,065 |
| 税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△) | | △11,449 | | 7,393 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 199 | | △ 465 | |
| 法人税等調整額 | 5,886 | 6,085 | 895 | 429 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | | △17,535 | | 6,963 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

N T N 株式会社
取締役会 御中

2020年6月15日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NTN株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NTN株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

N T N 株式会社
取締役会 御中

2020年6月15日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NTN株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。なお、2019年6月25日に開催された第120期定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しましたので、2019年4月1日から2019年6月25日定時株主総会終結までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針・監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月16日

N T N 株式会社 監査委員会

常勤監査委員 川原 廣 治 ⑩

常勤監査委員 井 上 博 徳 ⑩

監 査 委 員 加護野 忠 男 ⑩

監 査 委 員 川 上 良 ⑩

(注)監査委員川原廣治、加護野忠男、川上良は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

1 アジアでのアライアンス強化

NTNは、経営基盤の強化をさらに推進するため、アジアにおけるパートナー企業とのアライアンスにより技術援助や生産委託の拡大を進めています。

インド | NEI 社との技術援助契約

インドの大手ベアリングメーカーであるNEI社との間で、新たにニードルベアリングに関する技術援助契約を締結しました。NEI社とは、1985年から技術援助契約などを通じ良好な関係を構築しており、本契約を通じて、インド市場における収益機会の拡大と、NEI社とのさらなる関係強化を図ります。

インド市場における 収益機会の拡大を目指す

NEI社の概要

会社名：National Engineering Industries Limited
設立：1946年
資本金：8百万ルピー
(約12.8百万円 ※1ルピー=1.6円)



台湾 | TPI 社への生産委託拡大

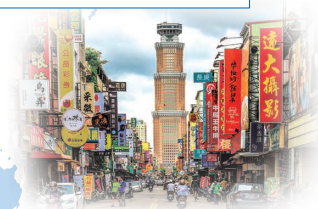
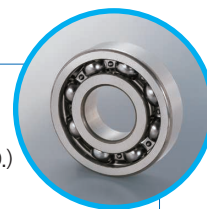
台湾の大手ベアリングメーカーであるTPI社に、NTNの基盤商品であるラジアルボールベアリング標準品の生産委託を拡大してまいります。

TPI社とは、1967年からパートナーシップを構築しており、今回の生産委託拡大により、製品供給力の強化や標準品の高効率生産等の構造改革を進め、国内の製造部門の収益向上を目指します。

スムーズかつ効率的な 生産体制の構築を加速

TPI社の概要

会社名：東培工業股份有限公司
(TUNG PEI INDUSTRIAL CO., LTD.)
設立：1966年
資本金：1,257百万台湾ドル
(約4,526百万円 ※1台湾ドル=3.6円)



2 CO₂削減に貢献する ドライブシャフトの 採用拡大

CO₂排出量削減は自動車メーカーにとって重要な課題であり、高級車向け後輪駆動用ドライブシャフトについても低燃費化を目的に軽量化の要求が高まっています。

NTNが開発した「リア用軽量ドライブシャフト」は、後輪用の専用設計で、部品の新たな設計に加え、可能な限り肉厚を薄くしたことによって従来品比約30%/本の軽量化を達成しました。

さらに、主要部品すべてに形状最適化を図ったことで、必要な負荷容量を確保しつつ軽量化・コンパクト化を実現しています。これらの点が評価され、本商品は2019年から欧州メーカーの高級車向けに量産を開始し、2020年以降も別メーカー向けに量産を開始する予定です。

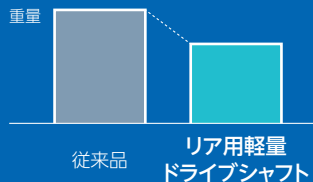
NTNは本商品を積極的に提案し、世界中で自動車の低燃費化に貢献してまいります。



リア用軽量ドライブシャフト

主な特長

1本あたり
30%
軽量化



ドライブシャフト
外輪外径を

3~5%コンパクト化

2019年から量産車に採用



株主総会会場ご案内図



会場

NTN株式会社 本社

〒550-0003

大阪市西区京町堀1丁目3番17号

TEL 06 (6443) 5001

開催場所が前回と異なります。

交通のご案内

●地下鉄

四ツ橋線 肥後橋駅

6番出口より徒歩約5分

四ツ橋線・中央線 本町駅

25番出口より徒歩約6分

御堂筋線 淀屋橋駅

13番出口より徒歩約10分

御堂筋線・中央線 本町駅

2番出口より徒歩約10分